

令和二年法律第二十二号

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

目次

第一編 総則（第一条・第二条）	第二章 民事上の措置
第一節 差止請求、損害賠償等（第三条—第六条）	第二節 不正競争による営業上の利益の侵害
第三章 罰則（第十八条・第十九条）	第三章 罰則（第十六条・第十七条）
附則	附則
第一章 総則	

(目的) この法律は、家畜遺伝資源の生産事業者間の公正な競争を確保するため、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もつて畜産業の発展に寄与することを目的とする。

(定義) この法律において「家畜遺伝資源」とは、家畜遺伝資源生産事業者が業として譲渡し、又は引き渡す特定家畜人工授精用精液等（家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第三十二条の二第一項に規定する特定家畜人工授精用精液等をいう。）であつて、当該家畜遺伝資源生産事業者が契約その他農林水産省令で定める行為によりその使用する者の範囲又はその使用の目的に関する制限を明示したものと/orをいう。

第二条 この法律において「家畜遺伝資源」とはい、家畜遺伝資源生産事業者は、家畜若しくは重大な過失により知りないで、譲渡し、又は輸出する行為をこの法律により取得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為。

第三条 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある家畜遺伝資源生産事業者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第四条 不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十六条の規定により同条に規定する権利が消滅した後に家畜等の生産の用に供する行為によつて生じた損害については、この限りでない。

第五条 不正競争によつて営業上の利益を侵害された家畜遺伝資源生産事業者（以下この条において「被侵害者」という。）が不正競争によつて被侵害者と同一の生産の用に供する行為によつて、又は重大な過失により知りないで、家畜を取得し、又はその法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫し、若しくは窃取する行為により家畜遺伝資源を取得する行為（以下「不正取得行為」といいう。）

二 不正取得行為又は不正領得行為により取得し、又は領得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

三 その家畜遺伝資源について不正取得行為又は不正領得行為が介在したことを知つて、又

四 その譲渡又は引渡しを受けた後に不正の利益を得る目的で、又は家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為

五 その家畜遺伝資源の譲渡若しくは引渡しが前号に掲げる行為（家畜遺伝資源を譲渡しが又は引き渡す行為に限る。以下この号において「契約外不正譲渡等行為」という。）に該当することを知つて、若しくは重大な過失により知りないで、家畜遺伝資源を取得し、又はこれららの行為により取得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、若しくは輸出する行為。

六 自己の第二号から前号までに掲げる行為（家畜遺伝資源を使用する行為に限る。以下この項において「不正使用行為」という。）により生じた家畜を家畜若しくは家畜の精液若しくは受精卵（以下「家畜等」という。）の生産の用に供し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

七 その家畜が他人の不正使用行為により生じたものであることを知つて、又は重大な過失により知りないで、家畜を取得し、又はその法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫し、若しくは窃取する行為により家畜遺伝資源を取得する行為（以下「不正取得行為」といいう。）

二 不正取得行為又は不正領得行為により取得し、又は領得した家畜遺伝資源を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

三 その家畜等が他人の第六号又は第七号に掲げる行為により生じたものであることを知つて同じ。により生じた家畜等を譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

八 自己の前二号に掲げる行為（家畜を家畜等の生産の用に供する行為に限る。次号において「不正使用行為」といって同じ。）により生じた家畜等を譲渡し、又は輸出する行為

九 その家畜等が他人の第六号又は第七号に掲げる行為により生じたものであることを知つて、又は重大な過失により知りないで、家畜等を取得し、又はその法律において「不正使用行為」といいう。又はその管理の委託を受けて業務上自己の占有する他人の家畜遺伝資源を領得する行為（以下「不正領得行為」といいう。）

十 自己の不正使用行為により生じた受精卵を使用し、譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

十一 その不正使用行為により生じた受精卵を譲渡し、若しくは輸出する行為

十二 自己の前二号に掲げる行為（受精卵を使用する行為に限る。次号において同じ。）により生じた家畜を譲渡し、引き渡し、又は輸出する行為

十三 その家畜が他人の第十号又は第十一号に掲げる行為により生じたものであることを知つて、又は重大な過失により知りないで、受精卵を取得し、又は輸出する行為

第二章 民事上の措置

第一節 差止請求、損害賠償等

(差止請求権) 第二条の第三項第一号に掲げる行為又は同項第三号若しくは第五号に掲げる行為（家畜遺伝資源を取得する行為に限る。）があつた場合において、それがその侵害の行為により利益を蒙るときは、その利益の額は、当該被侵害者が受けた損害の額と推定する。（家畜遺伝資源を取得した者の当該家畜遺伝資源を使用する行為等の推定）

第二節 不正競争による営業上の利益の侵害

第一節 差止請求、損害賠償等

(具体的な態様の明示義務) 第七条の規定による訴訟において、不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する家畜遺伝資源生産事業者が侵害の行為を組成したものとして主張する家畜等の具体的な態様を相手方が否認するときは、当該相手方は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、当該相手方において明らかにすることはできない相当の理由があるときは、この限りでない。

第二節 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟

(損害の額の推定) 第八条の規定によつて、当事者との申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ぜることができる。ただし、その書類の所持者にお

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定
公布の日